畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　技術基準	第二章　技術基準
第一節　畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準	第一節　畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準
第一款　総則（第三条・第四条）	第一款　総則（第三条・第四条）
第二款　敷地（第五条）	第二款　敷地（第五条）
第三款　構造強度	第三款　構造強度
第一目　総則（第六条・第七条）	第一目　総則（第六条・第七条）
第二目　構造計算等（第八条―第十五条）	第二目　構造計算等（第八条―第十五条）
第三目　構造部材等（第十六条―第十八条）	第三目　構造部材等（第十六条―第十八条）
第四款　防火構造等（第十九条―第二十八条）	第四款　防火構造等（第十九条―第二十八条）
第五款　避難施設（第二十九条）	第五款　避難施設（第二十九条）
第六款　建築設備等（第三十条―第三十三条）	第六款　建築設備等（第三十条―第三十三条）
第七款　災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）	第七款　災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
第二節　畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条―第四十三条）	第二節　畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条―第四十三条）
第三節　都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条―第六十条）	第三節　都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条―第六十条）
第三節の二　発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）	（新設）
第四節　雑則（第六十条の四―第六十二条）	第四節　雑則（第六十一条・第六十二条）
第三章　利用基準（第六十三条）	第三章　利用基準（第六十三条）
第四章　畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条―第九十条）	第四章　畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条―第九十条）
第五章　認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）	第五章　認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
第六章　雑則（第九十三条・第九十四条）	第六章　雑則（第九十三条・第九十四条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　A構造畜舎等　中規模の地震動（畜舎等（農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号。以下「農林水産省令」という。）第二条に規定する施設のうち同条第二号に掲げるもの（以下「発酵槽等」という。）を除く。この号及び次号において同じ。）の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。	一　A構造畜舎等　中規模の地震動（畜舎等の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。
二～十三　（略）	二～十三　（略）